

市町村コード
082023
茨城県
日立市

公

法人市民税領収証書

口座番号				加入者名											
00150-5-960126				茨城県日立市会計管理者											
所在地及び法人名															
様															
年度	※処理事項				管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度				申告区分											
から				まで				中予確修更決その間定定正正定他()							
法人税割額	01		百		十	億	千	百		十	万	千	百	十	円
均等割額	02														
延滞金	03														
督促手数料	04														
合計額	05														
納期限					領収日付印										
上記のとおり領収しました。(納税者保管)															
※この領収書は、7年間保存してください。															

切り取り線

市町村コード
082023
茨城県
日立市

公

法人市民税納付書(原符)

口座番号				加入者名											
00150-5-960126				茨城県日立市会計管理者											
所在地及び法人名															
様															
年度	※処理事項				管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度				申告区分											
から				まで				中予確修更決その間定定正正定他()							
法人税割額	01		百		十	億	千	百		十	万	千	百	十	円
均等割額	02														
延滞金	03														
督促手数料	04														
合計額	05														
納期限					領収日付印										
日計					口 円										
上記のとおり納付します。(金融機関保管)															

切り取り線

市町村コード
082023
茨城県
日立市

公

法人市民税領収済通知書

口座番号				加入者名											
00150-5-960126				茨城県日立市会計管理者											
所在地及び法人名															
様															
年度	※処理事項				管理番号										
事業年度若しくは連結事業年度				申告区分											
から				まで				中予確修更決その間定定正正定他()							
法人税割額	01		百		十	億	千	百		十	万	千	百	十	円
均等割額	02														
延滞金	03														
督促手数料	04														
合計額	05														
納期限					領収日付印										
指定金融機関名 (取りまとめ店)	株式会社 常陽銀行 日立支店				取りまとめ店										
千330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター															
上記のとおり通知します。(日立市保管)															
茨城県日立市															

法人市民税納付書 ご利用の手引き

1. 納付書の記入方法

- ① 所在地及び法人名
法人の本店又は主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載してください。
 - ② 年度
申告納付する月の属する年度を記入してください。
 - ③ 法人番号
日立市における法人番号（7桁）を記入してください。法人番号は、当市から申告書が送付されている場合は、申告書の右上箇所を参照してください。
ご不明な場合は、市民税課諸税係（電話：0294-22-3111／内線238）までお問い合わせください。
 - ④ 事業年度若しくは連結事業年度
事業年度開始年月日と事業年度終了年月日を記入してください。
 - ⑤ 申告区分
該当するものを選んでください。
 - ⑥ 法人税割額「01」
中間申告・確定申告・修正申告の場合は第20号様式の⑬欄の金額、予定申告の場合は第20号の3様式の④欄の金額を記入してください。
 - ⑦ 均等割額「02」
中間申告・確定申告・修正申告の場合は第20号様式の⑰欄の金額、予定申告の場合は第20号の3様式の⑥欄の金額を記入してください。
 - ⑧ 延滞金「03」
納期限後に納付される場合（修正申告により増加した税額を納付する場合も含みます。）は、納期限からの期間の日数に応じて延滞金がかかりますので、延滞金額を記入してください。
- ※ 督促状を発した場合、発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金・延滞金を納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。
- ※ 延滞金、督促状に関することは、納税課収納係（電話：0294-22-3111／内線738）までお問い合わせください。
- ⑨ 合計額「05」
「01」から「03」の合計額を記入してください。

2. 納付書をご利用になるときの注意点

- ① この納付書をご利用される場合は、A4版の用紙で印刷してください。
納付書の外周の点線部に沿って切り取ってください。
3枚ともご記入の上、3枚1組の形で金融機関等へご提出ください。
- ② 納付の日から数日以内に納税証明書が必要となる場合は、納税課収納係（電話：0294-22-3111内線738）までお問い合わせください。
- ③ 領収証書は7年間大切に保存してください。

3. 納付場所

金 融 機 関 名	支 店 等 名
常 陽 銀 行	本店及び各支店
筑 波 銀 行	本店及び各支店
東 日 本 銀 行	日立支店・水戸支店・ ひたちなか支店・太田支店
東 邦 銀 行	本店及び各支店
茨 城 県 信 用 組 合	本店及び各支店
水 戸 信 用 金 庫	本店及び各支店
常 陸 農 業 協 同 組 合	本店及び各支店
日 立 市 多 賀 農 業 協 同 組 合	本店
中 央 労 働 金 庫	本店及び各支店
ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局	茨城県・千葉県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・神奈川県・東京都・山梨県内
日 立 市 役 所	本庁・各支所及び出張所

※ 上記以外の金融機関・支店等でも納付はできますが、手数料のかかる場合があります。